

第2章

基本的な考え方

1 基本理念

(1) 障害者施策に関する計画の動向

平成10年に策定した第1次計画においては、国際障害者年（1981年）のテーマであり、その後の我が国の障害者施策の基本ともなっている「完全参加と平等」の実現を目的として、障害のある人が地域社会の中で普通の生活ができることを目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」を基本理念として計画の推進を図りました。

第1次計画（改訂版）においては、個人の尊厳を基本とし、施設福祉から地域社会での自立を目指した支援費制度という自己決定と選択による契約制度へと変化したことを踏まえ、第1次計画の理念のもとに、共に支えあう地域社会の中で、市民一人一人が「自分の生き方を地域で自分らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。

第2次計画においては、第1次計画及び第1次計画（改訂版）の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法」の目的として「障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくること」が示されたことを受け、障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことで「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すことを基本理念としました。

平成23年7月に成立した「改正障害者基本法」により、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念のもと、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現が、法の目的として新たに明記されました。また、改正前においては、障害のある人が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害のみに起因するものとしてとらえられていましたが、改正後においては、障害のある人が受ける制限は心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方が示されました。

この他にも、平成23年6月に障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利擁護の援護に資することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立、平

平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立、これらの国内法の整備を受けて平成26年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が発効したこと、また障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が成立しました。

（2）計画における重点課題

①地域包括ケアシステムの推進

社会における高齢化が急速に進む中で、船橋市においても住み慣れた地域で暮らしていきたいと望んでいる多くの高齢者の要望に応えることを喫緊の課題として捉え、特に高齢者を対象とし、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの考えは障害のある人に対しても普遍的なものであり、その取組を進めるため、船橋市自立支援協議会¹の専門部会において障害のある人の地域生活を支援する相談支援事業所や地域生活支援拠点等との包括的ネットワーク作りを検討してまいります。

②高齢化への対応

高齢化社会の到来に伴い、船橋市においても障害のある人自身、また介護にあたる保護者の高齢化が進んでおり、親亡き後の不安を解消するための取組を行っていく必要があります。そのために、地域での生活の場であるグループホームの整備、また将来に渡り、さまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ってまいります。

③就労支援の推進

障害のある人の自立支援の観点から就労に対する支援を行うということは重要です。船橋市においても就労支援に対する取組の結果、福祉施設から一般就労に移行した移行者数は平成23年度41人、平成24年度59人、平成25年度80人と着実に伸びております。

就労支援について引き続き取り組んでいくとともに、就労後の定着についても、就労支援を行うジョブコーチとの連携などの取組について船橋市自立支援協議会の専門部会で検討を行ってまいります。

¹障害者総合支援法第89条の3に規定されている協議会で、本市においては相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障害者団体の推薦する者等で構成されています。

(3) 本計画の基本理念

障害者施策に関する計画の動向、計画における重点課題を踏まえ、第3次計画の基本的な考え方を表す基本理念を下記のとおりとしました。

障害のある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択を自らが行える、また障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重することにより誰もが地域社会において共生することができる

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」

を目指すことを基本理念に据えて第3次計画を策定することとします。

2 施策の基本原則

この基本理念の実現のため、以下の3つを基本原則として施策を行ってまいります。

(1) 障害のある人の自立や社会参加のための支援

障害のある人が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活をおくることができるよう、日常生活での相談支援や就労支援により個人としての自立、教育、文化活動・スポーツ等の社会活動への参加を支援いたします。

(2) 障害及び障害のある人への理解の促進

障害者施策の推進は市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが重要であり、また誰もが共生できる社会を目指すためには、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。広報・啓発活動の推進、福祉施設・教育機関・地域住民との日常的交流を促進していきます。

(3) 社会全体によるまちづくりの推進

障害のある人に関する施策は福祉・保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたっています。また道路や建築物などのバリアフリー化などのハード面でのまちづくりだけでなく、行政機関・医療機関・教育機関・地域住民などの有機的な連携が欠かせません。

ハードとソフトの両面による、社会全体による誰もが個人としての尊厳が重んじられる共生社会のためのまちづくりを推進いたします。